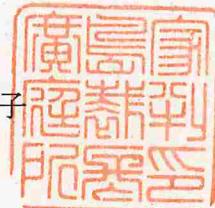


広島家裁総第1062号

令和2年9月30日

山中理司様

広島家庭裁判所長 水野有子



## 司法行政文書開示通知書

7月31日付け（8月3日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

## 記

## 1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 懲戒処分書（片面で1枚）
- (2) 処分説明書（片面で4枚）

## 2 開示しないこととした部分とその理由

(1) 1の(1)の文書には、個人識別情報（職務の級）が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

(2) 1の(2)の文書には、個人識別情報（職務の級、号俸等）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

## 3 開示の実施方法

写しの送付

(担当) 総務課 電話082(228)0494 (内線520)

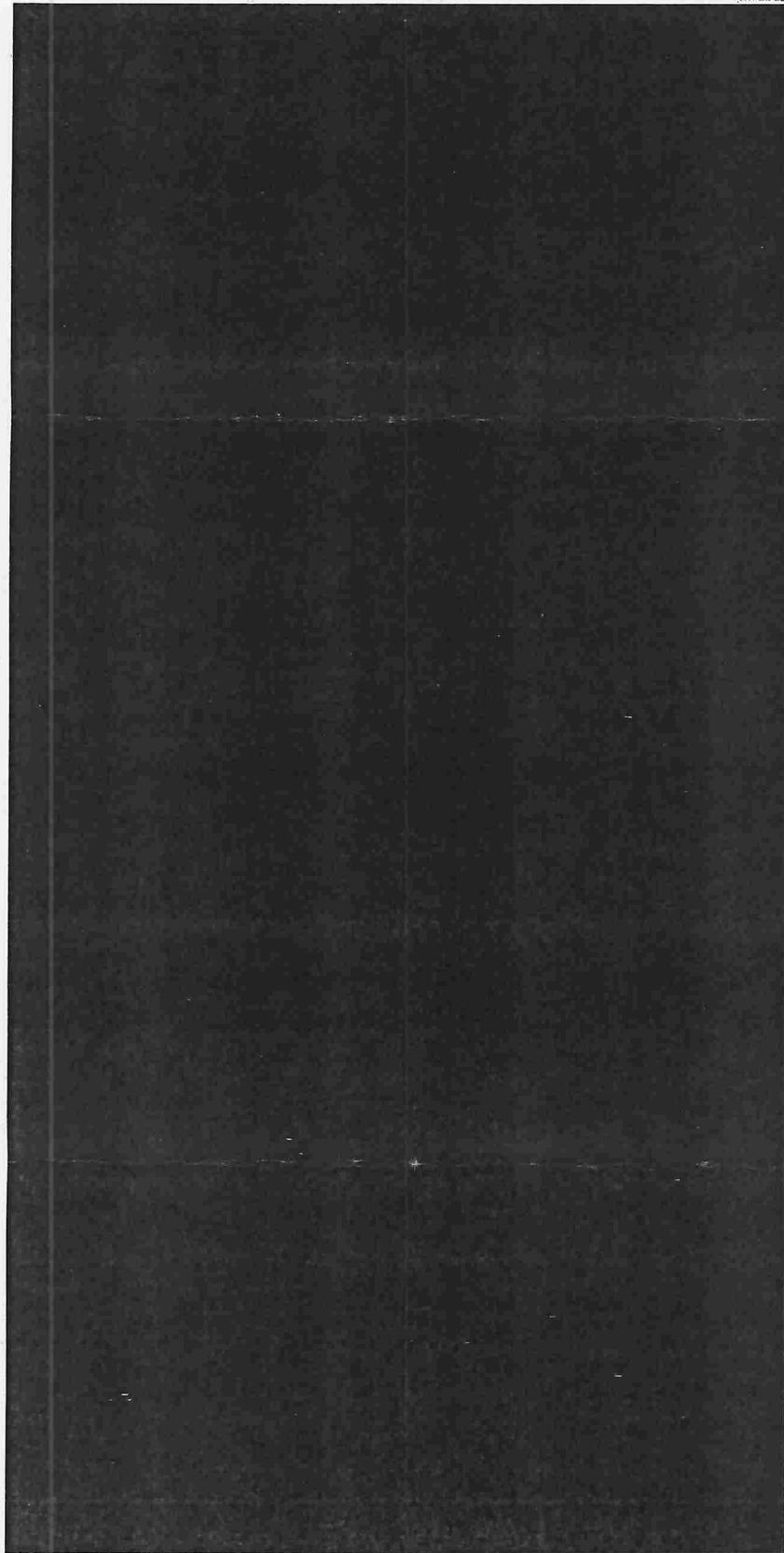
## 処分説明書

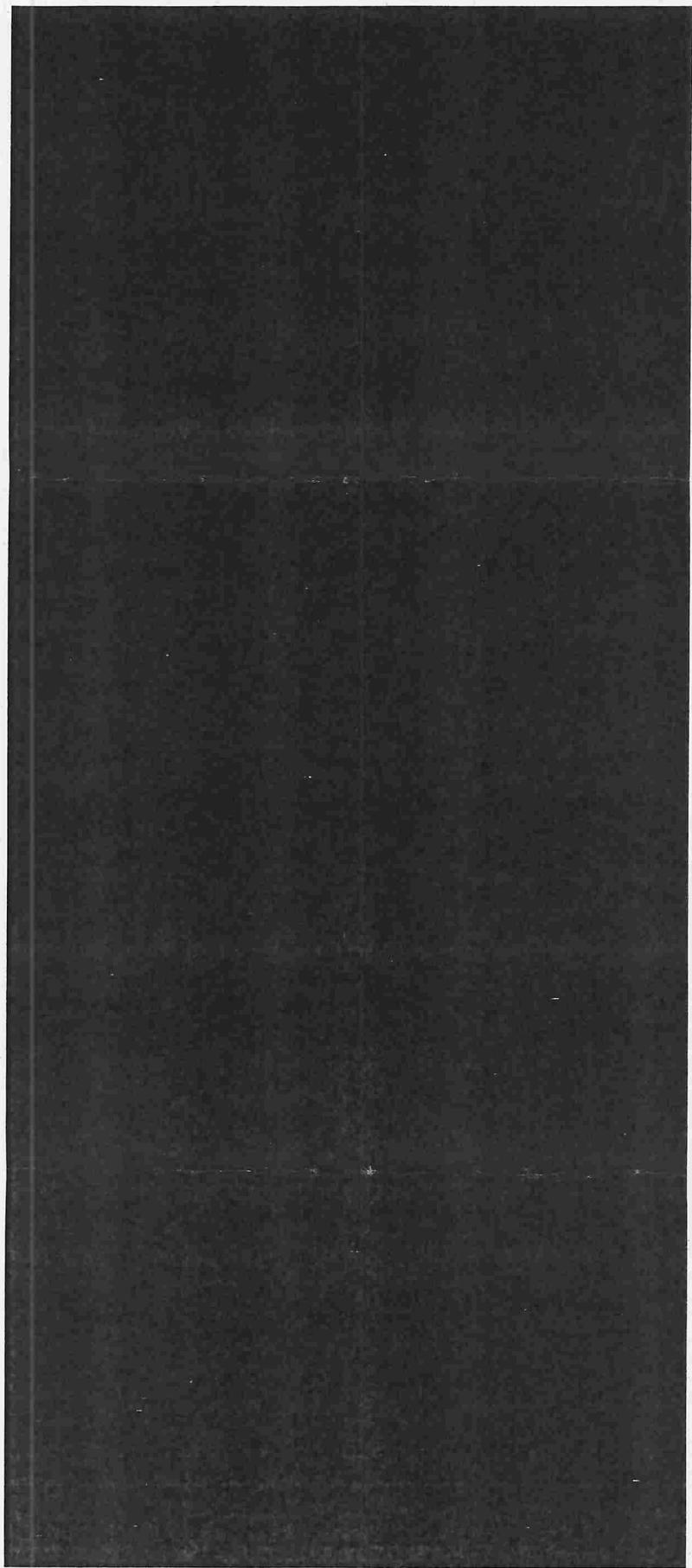
## (教示)

- 1 この処分についての審査請求は、裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第90条及び第90条の2並びに裁判所職員に関する臨時措置規則において準用する人事院規則13-1の規定により、この処分説明書を受領した日の翌日から起算して3箇月以内に、最高裁判所に対して、することができます。ただし、この期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後は、することができます。
- 2 この処分についての処分の取消しの訴えは、裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第92条の2の規定により、審査請求に対する最高裁判所の裁決を経た後でなければ提起することができません。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、最高裁判所の裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても、最高裁判所の裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する最高裁判所の裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。), 提起しなければなりません。ただし、この期間内であっても、最高裁判所の裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した後は、提起することができません。

1 処分者		
広島家庭裁判所長 水野有		
2 被処分者		
所属 広島家庭裁判所	氏名(ふりがな) よしもとまさあき 吉本正明	
官職 裁判所書記官	級及び号俸 ■■■■■	
3 処分の内容		
処分発令年月日 令和2年5月18日	処分効力発生年月日 令和2年6月25日	処分説明書交付年月日 令和■年■月■日
根拠法令 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第82条第1項第1号及び第2号	処分の種類及び程度 免職	
裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員倫理法第26条による承認年月日 年月日	刑事裁判との関係 (1) 起訴年月日 ■■■■年■月■日 (2) 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第85条による承認年月日 ■■■■年■月■日	
処分の理由 被処分者は、令和元年12月から令和2年5月までの間、別紙のとおり、正当な理由なく合計87日と5時間の勤務を欠いたものである。		

別紙





卷之三

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

七

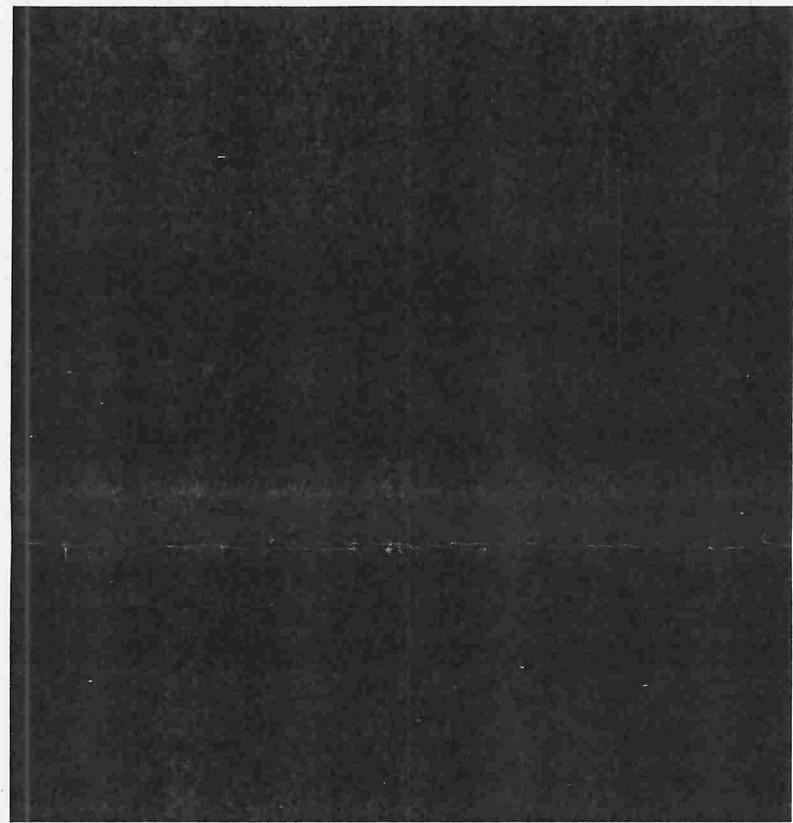
七

七

七

七

七



懲 戒 处 分 書

(氏名) 吉 本 正 明	(現官職) 裁判所書記官 [REDACTED]
(処分の内容) <p>裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第82条 第1項第1号及び第2号により懲戒処分として免職する</p>	
令和2年5月18日	
任命権者 広島家庭裁判所長 水 野 有 [REDACTED] [REDACTED]	